

《論 説》

中国人不法残留者の意識

岡 益 巳  
深 田 博 己<sup>(1)</sup>

1. 問 題

1. 1. 不法残留をめぐる状況

法務省は1991年から毎年5月1日及び11月1日時点における不法残留者数を、コンピュータを用いて推計している<sup>(2)</sup>。1991年5月1日の不法残留者数は159,828人であった。その後、不法残留者数は増加していったが、1993年5月1日の298,646人をピークに、それ以降は漸減している。1996年5月1日現在の不法残留者数は284,500人となっているが、当該者の入国・在留時における在留資格でみると、いわゆる観光ビザである「短期滞在」が74.4%と圧倒的に多く、次いで「就学」7.0%、「興業」4.5%、「留学」3.0%の順に多い。

不法残留者総数が1993年5月1日をピークに減少に転じた理由は、「厳格な入国審査・在留審査、関係機関との連携による入管法違反外国人の集中摘発の実施、及び諸外国に対する不法就労のための渡航自粛を始めとする不法就労防止に関する広報の実施などの総合的な不法就労外国人対策の効果、経済・雇用情勢の低迷などによるもの（法務省入国管理局 [1996b] p. 18）」に求められる。すなわち、1993年4月、不法就労対策の一環として東京入国

---

(1) 広島大学教育学部，社会心理学専攻。

(2) 1990年には7月1日時点で集計が行われ，不法残留者総数は106,497人であった。

管理局に摘発を専従とする特別調査チームが設置され、首都圏を中心に積極的な摘発が行われるようになったこと、1994年1月に入管法施行規則の一部が改正され、入国審査、在留審査の際の提出資料が整備されたこと、などが挙げられる。また、平成不況の長期化に伴う雇用情勢の悪化は確実に不法就労目的の外国人の来日意欲を低下させている。ちなみに、有効求人倍率で見ると、1991年度には1.34倍であったものが、1992年度には1.00倍に低下し、さらに1993年度0.71倍、1994年度0.64倍、1995年度0.64倍と横ばい状態が続いており、ここ数年の労働市場が冷え切っていることがわかる。

### 1. 2. 中国人不法残留者をめぐる状況

中国人不法残留者数は1991年5月1日時点で17,535人であったが<sup>(3)</sup>、その後増加し続け、1994年5月1日にはピークの39,738人となった。それ以降は微増・微減状態で推移しており、1996年5月1日現在で39,140人となっている。同日現在の中国人不残留者について、入国・在留時における在留資格で見ると、「就学」が42.6%と最も多く、次いで「留学」が16.6%と多く、両者で59.2%を占めており、この点が中国人不法残留者の大きな特徴である。中国人の場合、不法残留者に占める両者の割合が非常に大きい理由は、中国政府が海外渡航を制限しているため、「短期滞在」で出国することが困難であることから、不法就労目的の場合でも、「就学」或いは「留学」の形式で出国せざるを得ないからである。

入国管理局入国在留課の佐藤修補佐官は『留学生新聞』のインタビューに答えて、「“就学”や“留学”の不法残留者問題は中国人問題であるといっても過言ではない。」と語った<sup>(4)</sup>。そこで、次節では在留資格「就学」からの

(3) 本論の「中国人」は専ら「中華人民共和国出身者」を指し、台湾及び香港出身者は含まない。

(4) 『留学生新聞』1996年11月15日号。

不法残留をめぐる状況に関して、中国人就学生にかかわる点を中心に言及を試みる。また、第4節では在留資格「留学」からの不法残留をめぐる状況に関して、ごく大まかにではあるが触れておく。

なお、1996年5月1日現在で不法残留者を国籍別にみた場合、韓国が18.1%と最も多く、フィリピン14.8%、タイ14.5%がこれに続き、中国は13.8%とを占めており4番目に多い。

### 1. 3. 在留資格「就学」からの不法残留

在留資格「就学」で入国し、不法残留する者が非常に多い。1991年5月1日時点で13,557人であったが、その後漸増し続け、1994年5月1日には23,995人となった。それ以降は漸減しており、1996年5月1日現在19,906人である(表1参照)。在留資格「就学」からの不法残留者全体に占める中国人の比率は1991年以来一貫して80%台であり、就学生不法残留対策は中国人就学生不法残留対策であるといっても過言ではない。ちなみに、1996年5月1日現在、中国人は「就学」からの不法残留者の83.8%を占めている。

表1 在留資格「就学」からの不法残留者数の推移(全体・中国)

年月日	全 体	中 国
91. 5. 1	13,557	11,338 (83.6)
91.11. 1	15,145	12,678 (83.7)
92. 5. 1	16,998	14,185 (83.5)
92.11. 1	18,112	15,094 (83.3)
93. 5. 1	20,095	16,773 (83.5)
93.11. 1	22,122	18,810 (85.0)
94. 5. 1	23,995	20,567 (85.7)
94.11. 1	23,493	20,163 (85.8)
95. 5. 1	22,623	19,318 (85.4)
95.11. 1	21,166	17,993 (85.0)
96. 5. 1	19,906	16,673 (83.8)

注1) 出所：法務省統計資料

注2) 数値は実数、( )内は%

中国人就学生が急増した1980年代後半には、申請書類の偽造などにより不法就労目的で入国しようとする者が後を絶たず、いわゆる「上海事件」（1988年秋）が勃発したため、就学生問題は大きな社会問題として認識されるに至った。そのため、1989年5月には日本語教育振興協会が設立され、就学生受け入れ機関の整備が行われた<sup>(5)</sup>。また、1990年6月には入管法が改正され、国際化時代に見合った外国人受け入れの法的基盤の整備も行われた。1990年3月には、中国人就学生に対する入国審査は格別慎重に実施すべき旨の入国管理局長通達が出され、入国審査が強化されたが<sup>(6)</sup>、表1に見られるように中国人就学生の不法残留者はその後も数年間増え続けた。

1993年3月、入国管理局長の私的懇談会である「就学生受入れ問題懇談会」の報告書「日本語就学生の受入れの在り方（入国・在留の問題点と課題）」は、深刻化している就学生の不法残留対策を骨子とした提言である。法務省入国管理局は、この提言に日本語教育施設関係者からの意見を加味して、同年11月に「我が国における日本語就学生の在留状況と今後の受入れ方針」を策定し、公表した。この「受入れ方針」は、当面の就学生受け入れについての基本方針で、その概要は次の通りである。

- (1) 日本語教育施設ごとの就学状況の把握・指導に応じた取り扱いの実施  
実態調査、定期的な報告などにより各地方入国管理局は日本語教育施設ごとの就学状況を把握する。すなわち、不法残留者の発生の低い日本語教育施設への就学生受け入れの拡大を支援する。審査にかかわる提出書類を必要最小限に抑える。学費・生活費にかかわる身元保証を当該施設に行わせる＝機関保証の推進。逆に、不法残留者を多く出している教育施設については、指導監督を強化する。

---

(5) 詳細に関しては、岡 [1994] を参照されたい。

(6) いわゆる「3・29通達」で、堀毅 [1991] によると、この通達の具体的な内容は最大級の機密扱いとされた。

(2) 経費支弁及び日本語学習に関する意思と能力にかかわる審査の徹底  
生活費等の経費支弁方法に関して、不法残留を多く発生させている  
国・地域については特に厳格な審査を実施する。不法残留を多く発生さ  
せている国・地域からの就学希望者については、その学歴、職歴からみ  
て、我が国において日本語を修得するための意思と能力（基礎学力）を  
有するものであるかどうかを慎重に審査する。

入国審査の強化もあって、1995年4月期生として日本語教育施設に入学を  
希望した者、すなわち在留資格認定証明書の申請件数は10,051件と、1993年  
4月期生の23,529件に比べて半減した。1995年4月期生として申請した者の  
うち、57.3%（5,762件）が認定証明書を交付されたが、不法残留者の大半を  
占めている中国人は、およそ5,000件の申請に対して約30%の交付率、不法  
残留の少ない国・地域は概ね80%以上の交付率であった。

なお、1996年10月4日、法務省はとかくの批判のある、就学生・留学生の  
身元保証人制度を1997年4月をもって廃止する旨を公表した。これに伴い、  
従来6カ月が限度であった就学生のビザについて、条件次第で1カ年を認め  
る方針を打ち出した。こうした措置は、不法残留対策が一応の成果を挙げて  
いる、との認識に基づいている。

#### 1. 4. 在留資格「留学」からの不法残留

在留資格「留学」からの不法残留者数は、各年5月1日時点でみると、  
1991年に1,749人に過ぎなかったものが、翌92年には前年比2.4倍の4,183人  
に激増、93年には前年比1.6倍の6,484人に、94年には前年比1.2倍の7,659人  
に、95年には8,216人、96年には8,406人となった。これらの数値から、留  
学生の不法残留が顕在化したのは1990年代に入ってからからであるという事  
実、及び不法残留対策の効果もあって不法残留者の総数が1993年5月1日を  
ピークに減少に転じているなか、留学生の不法残留者数は依然として漸増し  
ている事実が明らかである。また、1996年5月1日現在、在留資格「留学」

からの不法残留者に占める中国人の比率は77.4%であり、「就学」からの不法残留者同様に、中国人が多いのが特徴である。

なお、1994年11月末から12月初めにかけて、日本語教育振興協会と中国政府との間で行われた就学生受け入れに関する協議の席上、中国国家教育委員会は、国家派遣留学生ではない「自費による大学への留学（日本語学校への就学）は私的行為であり」、関知しない旨の発言をしている<sup>(7)</sup>。

### 1. 5. 本研究の目的

在日中国人のうちで、在留資格「就学」及び「留学」から不法残留となったと推定される「不法残留者群」と、留学終了後引き続いて日本で就業している「就業者群」、現在日本で勉学中の「大学生群」、「専門学校生群」、「日本語学校生群」との意識を比較することによって、不法残留者の行動意識を規定している要因を探ることが本研究の目的である。

不法残留者の所在は、違法滞在であるがために通常は把握することができず、彼らに対するアンケート調査の実施は不可能である。本研究では、中国系留学生・就学生を対象読者とする『留学生新聞』の読者アンケートに偶然回答を寄せた27人の中国人不法残留者の意識の特徴を、元中国人留学生で引き続き日本で就職した就業者、在日中国人留学生及び就学生それぞれの意識と比較検討し、明らかにする貴重な機会を得ることができた。不法残留者である回答者は27人とやや集団が小さいのが難点であるが、回答を得たこと自体が望外の収穫であり、今後とも中国人不法残留者の意識を取り扱った研究の出現は望み薄であることも考え合わせれば、本研究の意義は非常に大きいものであると言える。

---

(7) 日本語教育振興協会 [1995] p. 9. 同協会が就学生の円滑な受け入れを推進するため、文部省から補助金を得て中国東北部で実施した協議であり、日本側からは同協会関係者のほか、法務省、外務省、文部省関係者も出席した。

## 2. 方 法

### 2. 1. 調査対象と調査時期

『留学生新聞』が1992年1月末に郵送法及び一部留置法によって実施した「無記名式読者アンケート調査」の有効回答者は581人であった<sup>(8)</sup>。これらの有効回答者のなかに、不法残留者が27人、元日本留学生で引き続き日本で就職した在日中国人就業者が81人、在日中国人留学生（大学生243人、専門学校生77人）が320人、在日中国人就学生（日本語学校生）が55人含まれていた。

### 2. 2. 分析項目

本研究では、在日中国人不法残留者群と在日中国人就業者群、在日中国人大学生群、在日中国人専門学校生群、在日中国人日本語学校生群のそれぞれとの2群間比較によって、在日中国人不法残留者群の特徴を明らかにし、在日中国人学生の日本での不法残留を規定する要因について推定する。本節で比較分析の対象とする項目は次の通りである。

- ① 対象者の人口学的特性： 性，年齢，在日期间，居住形態
- ② 経済生活： 基本生活費，家賃，娯楽費
- ③ 日本社会及び日本人に対する態度： 日本社会に対する好意度，日本での生活感情，日本人の親友の有無，日本人の付き合いやすさ，日本人とのトラブル，日本人とのトラブルの内容\*
- ④ 長期生活希望国・地域
- ⑤ 価値観と政治的意見： 来日後の価値観の変化，来日後の価値観の変化の内容\*，中国大陸の現状に対する認識，台湾と大陸との関係に対する意見

---

(8) 同紙の編集責任者・中圭一郎氏の好意により、当該アンケート調査結果（ロー・データ）の提供とその自由な使用を快諾していただいた。

上記の\*印の2項目については統計的検定は行わない。なお、方法の詳細に関しては、岡・深田 [1994] を参照されたい。

### 3. 分析結果

#### 3. 1. 対象者の人口学的特性

##### 3. 1. 1. 性

不法残留者のなかで男性の占める割合は91.7%に達し、その割合は他の4群(53.7%~73.3%)よりも大きい。この男女の割合については、不法残留者と専門学校生との間には有意差がみられないものの、大学生、日本語学校生のそれぞれとの間に有意差が、また、就業者との間に傾向差がみられる(表2参照)。

##### 3. 1. 2. 年齢

年齢については、不法残留者と日本語学校生との間に有意差がみられる。日本語学校生は30歳以下の者が多いが、不法残留者は31歳以上の者が多く、不法残留者の方が年齢は高い(表3参照)。

##### 3. 1. 3. 在日期间

在日期间については、不法残留者と就業者、大学生、日本語学校生のそれぞれとの間に有意差が認められる。在日期间が4年以上の者は、不法残留者よりも就業者の方が多く、2年以内の者は、不法残留者よりも大学生や日本

表2 性別

	不法残留者(24)	就業者(81)	大学生(241)	専門学校生(75)	日本語学校生(54)
男	91.7 (22)	71.6 (58)	67.2 (162)	73.3 (55)	53.7 (29)
女	8.3 (2)	28.4 (23)	32.8 (79)	26.7 (20)	46.3 (25)

注1) 表内の数値は比率, ( ) 内は実数

注2) 2群間比較

①不法残留者-就業者:  $\chi^2(1) = 3.08, (p < .10)$

②不法残留者-大学生:  $\chi^2(1) = 5.05, p < .05$

③不法残留者-専門学校生:  $\chi^2(1) = 2.55, n.s.$

④不法残留者-日本語学校生:  $\chi^2(1) = 8.97, p < .01$

語学校生の方が多い。すなわち、在日期間は、不法残留の方が就業者よりも短く、大学生や日本語学校生よりも長い（表4参照）。

### 3. 1. 4. 居住形態

居住形態については、不法残留者と就業者、大学生のそれぞれとの間に有意差が存在する。単身者の割合は、不法残留の方が就業者や大学生よりも大きい（表5参照）。

表3 年齢

	不法残留者(19)	就業者(81)	大学生(243)	専門学校生(77)	日本語学校生(55)
18-25歳	15.8 (3)	21.0 (17)	32.1 (78)	27.3 (21)	49.1 (27)
26-30歳	42.1 (8)	22.2 (18)	30.9 (75)	36.4 (28)	32.7 (18)
31歳以上	42.1 (8)	56.8 (46)	37.0 (90)	36.4 (28)	18.2 (10)

注1) 表内の数値は比率、( )内は実数

注2) 2群間比較

- ①不法残留者-就業者： $\chi^2(2) = 3.16, n.s.$
- ②不法残留者-大学生： $\chi^2(2) = 2.34, n.s.$
- ③不法残留者-専門学校生： $\chi^2(2) = 1.07, n.s.$
- ④不法残留者-日本語学校生： $\chi^2(2) = 7.54, p < .05$

表4 在日期間

	不法残留者(27)	就業者(81)	大学生(243)	専門学校生(77)	日本語学校生(55)
2年以内	7.4 (2)	8.6 (7)	25.1 (61)	14.3 (11)	96.4 (53)
3年	55.6 (15)	23.5 (19)	34.6 (84)	57.1 (44)	1.8 (1)
4年以上	37.0 (10)	67.9 (55)	40.3 (98)	28.6 (22)	1.8 (1)

注1) 表内の数値は比率、( )内は実数

注2) 2群間比較

- ①不法残留者-就業者： $\chi^2(2) = 9.87, p < .01$
- ②不法残留者-大学生： $\chi^2(2) = 6.25, p < .05$
- ③不法残留者-専門学校生： $\chi^2(2) = 1.23, n.s.$
- ④不法残留者-日本語学校生： $\chi^2(2) = 64.90, p < .001$

表5 居住形態

	不法残留者(26)	就業者(81)	大学生(241)	専門学校生(77)	日本語学校生(52)
単身	73.1 (19)	27.2 (22)	51.5 (124)	72.7 (56)	71.2 (37)
家族同居	26.9 (7)	72.8 (59)	48.5 (117)	27.3 (21)	28.8 (15)

注1) 表内の数値は比率、( )内は実数

注2) 2群間比較

- ①不法残留者-就業者： $\chi^2(1) = 17.56, p < .001$
- ②不法残留者-大学生： $\chi^2(1) = 4.41, p < .05$
- ③不法残留者-専門学校生： $\chi^2(1) = 0.00, n.s.$
- ④不法残留者-日本語学校生： $\chi^2(1) = 0.03, n.s.$

### 3. 2. 経済生活

#### 3. 2. 1. 基本生活費

家賃と学費を除く1カ月当たりの基本生活費については、不法残留者と就業者との間に有意差が、また、日本語学校生との間に傾向差がみられる。基本生活費が月額11万円以上の者は、不法残留者よりも就業者の方が多く、月額6万円以下の者は、不法残留者よりも日本語学校生の方が多い。すなわち、基本生活費は、不法残留者の方が就業者よりも低額であり、日本語学校生よりも高額である(表6参照)。

#### 3. 2. 2. 家賃

1カ月当たりの家賃については、不法残留者と就業者との間に有意差がある。家賃は、不法残留者の方が就業者よりも低額である(表7参照)。

#### 3. 2. 3. 娯楽費

1カ月当たりの娯楽費については、不法残留者と就業者、大学生、専門学

表6 基本生活費(月額)

	不法残留者(27)	就業者(81)	大学生(243)	専門学校生(77)	日本語学校生(55)
6万円以下	40.7 (11)	13.6 (11)	39.9 (97)	40.3 (31)	61.8 (34)
7-10万円	48.1 (13)	33.3 (27)	39.5 (96)	42.9 (33)	23.6 (13)
11万円以上	11.1 (3)	53.1 (43)	20.6 (50)	16.9 (13)	14.5 (8)

注1) 表内の数値は比率、( )内は実数

注2) 2群間比較

①不法残留者-就業者： $\chi^2(2) = 16.90, p < .001$

②不法残留者-大学生： $\chi^2(2) = 1.56, n.s.$

③不法残留者-専門学校生： $\chi^2(2) = 0.56, n.s.$

④不法残留者-日本語学校生： $\chi^2(2) = 5.06, (p < .10)$

表7 家賃(月額)

	不法残留者(27)	就業者(81)	大学生(243)	専門学校生(77)	日本語学校生(55)
3万円以下	48.1 (13)	19.8 (16)	42.0 (102)	28.6 (22)	50.9 (28)
4-5万円	40.7 (11)	29.6 (24)	30.5 (74)	50.6 (39)	38.2 (21)
6万円以上	11.1 (3)	50.6 (41)	27.6 (67)	20.8 (16)	10.9 (6)

注1) 表内の数値は比率、( )内は実数

注2) 2群間比較

①不法残留者-就業者： $\chi^2(2) = 14.60, p < .001$

②不法残留者-大学生： $\chi^2(2) = 3.57, n.s.$

③不法残留者-専門学校生： $\chi^2(2) = 3.71, n.s.$

④不法残留者-日本語学校生： $\chi^2(2) = 0.06, n.s.$

校生，日本語学校生のそれぞれとの間にすべて有意差がみられる。不法残留者の娯楽費は月額5千円程度から3万円以上まで比較的バラツキが大きい。特に，月額5千円程度の者は不法残留者だけに存在し，他の群では全くみられない。(表8参照)。

### 3. 3. 日本社会及び日本人に対する態度

#### 3. 3. 1. 日本社会に対する好意度

日本社会に対する好意度については，不法残留者と大学生との間に有意差が，また就業者との間に傾向差が認められる。日本社会を好きだという者は，不法残留者の方が就業者や大学生よりも多い(表9参照)。

表8 娯楽費(月額)

	不法残留者(27)	就業者(81)	大学生(243)	専門学校生(77)	日本語学校生(55)
5千円	18.5 (5)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
1-2万円	37.0 (10)	51.9 (42)	65.4 (159)	42.9 (33)	76.4 (42)
3万円以上	44.4 (12)	48.2 (39)	34.6 (84)	57.1 (44)	23.6 (13)

注1) 表内の数値は比率，( )内は実数

注2) 2群間比較

- ①不法残留者-就業者： $\chi^2(2) = 15.98, p < .001$
- ②不法残留者-大学生： $\chi^2(2) = 48.80, p < .001$
- ③不法残留者-専門学校生： $\chi^2(2) = 15.02, p < .001$
- ④不法残留者-日本語学校生： $\chi^2(2) = 17.17, p < .001$

表9 日本社会に対する好意度

	不法残留者(27)	就業者(80)	大学生(242)	専門学校生(76)	日本語学校生(54)
好き	33.3 (9)	15.0 (12)	14.0 (34)	15.8 (12)	20.4 (11)
好き/嫌い	63.0 (17)	83.8 (67)	82.6 (200)	80.3 (61)	72.2 (39)
嫌い	3.7 (1)	1.3 (1)	3.3 (8)	3.9 (3)	7.4 (4)

注1) 表内の数値は比率，( )内は実数

注2) 「好き/嫌い」=「好きなところも嫌いなところもある」

注3) 2群間比較

- ①不法残留者-就業者： $\chi^2(2) = 5.22, (p < .10)$
- ②不法残留者-大学生： $\chi^2(2) = 6.83, p < .05$
- ③不法残留者-専門学校生： $\chi^2(2) = 3.80, n.s.$
- ④不法残留者-日本語学校生： $\chi^2(2) = 1.85, n.s.$

### 3. 3. 2. 日本での生活感情

日本での生活感情については、不法残留と就業者、大学生のそれぞれの間  
に有意差がみられる。日本での生活に、不法残留者では否定的感情をもつ者  
の方が多く、就業者や大学生では肯定的感情をもつ者の方が多い（表10参  
照）。

### 3. 3. 3. 日本人の親友の有無

日本人の親友の有無については、不法残留者と日本語学校生との間に傾向  
差がみられる。日本人の親友をもつ者は、不法残留者の方が日本語学校生よ  
りもいくらか多い（表11参照）。

### 3. 3. 4. 日本人の付き合いやすさ

日本人の付き合いやすさについては、不法残留者和其他の4群のそれぞれと  
の間に有意差は認められなかった（表12参照）。

表10 日本での生活感情

	不法残留者(21)	就業者(70)	大学生(190)	専門学校生(66)	日本語学校生(47)
肯定的感情	33.7 (7)	60.0 (42)	57.9 (110)	42.4 (28)	25.5 (12)
否定的感情	66.3 (14)	40.0 (28)	42.1 (80)	57.6 (38)	74.5 (35)

注1) 表内の数値は比率、( )内は実数

注2) 2群間比較

①不法残留者-就業者： $\chi^2(1) = 4.62, p < .05$

②不法残留者-大学生： $\chi^2(1) = 4.62, p < .05$

③不法残留者-専門学校生： $\chi^2(1) = 0.55, n.s.$

④不法残留者-日本語学校生： $\chi^2(1) = 0.44, n.s.$

表11 日本人の親友の有無

	不法残留者(25)	就業者(77)	大学生(242)	専門学校生(75)	日本語学校生(55)
有	40.0 (10)	54.5 (42)	50.8 (123)	37.3 (28)	21.8 (12)
無	60.0 (15)	45.5 (35)	49.2 (119)	62.7 (47)	78.2 (43)

注1) 表内の数値は比率、( )内は実数

注2) 2群間比較

①不法残留者-就業者： $\chi^2(1) = 1.60, n.s.$

②不法残留者-大学生： $\chi^2(1) = 1.06, n.s.$

③不法残留者-専門学校生： $\chi^2(1) = 0.06, n.s.$

④不法残留者-日本語学校生： $\chi^2(1) = 2.85, (p < .10)$

3. 3. 5. 日本人とのトラブル

日本人とのトラブルについては、不法残留者と大学生との間に傾向差が存在する。日本人との間で比較的大きなトラブルを経験した者は、不法残留者の方が大学生よりもいくらか多い(表13参照)。

なお、トラブルの内容については、不法残留者では差別的問題や仕事上の問題が目立つ(表14参照)。

表12 日本人の付き合いやすさ

	不法残留者(24)	就業者(73)	大学生(224)	専門学校生(73)	日本語学校生(48)
付き合いやすい	29.2 (7)	23.3 (17)	24.1 (54)	16.4 (12)	16.7 (8)
付き合いにくい	70.8 (17)	76.7 (56)	75.9 (170)	83.6 (61)	83.3 (40)

注1) 表内の数値は比率、( )内は実数

注2) 2群間比較

- ①不法残留者-就業者： $\chi^2(1) = 0.34, n.s.$
- ②不法残留者-大学生： $\chi^2(1) = 0.30, n.s.$
- ③不法残留者-専門学校生： $\chi^2(1) = 1.86, n.s.$
- ④不法残留者-日本語学校生： $\chi^2(1) = 1.52, n.s.$

表13 日本人との間の比較的大きなトラブルの経験

	不法残留者(25)	就業者(79)	大学生(241)	専門学校生(77)	日本語学校生(52)
有	44.0 (11)	36.7 (29)	27.4 (66)	28.6 (22)	21.2 (11)
無	56.0 (14)	63.3 (50)	72.6 (175)	71.4 (55)	78.8 (41)

注1) 表内の数値は比率、( )内は実数

注2) 2群間比較

- ①不法残留者-就業者： $\chi^2(1) = 0.43, n.s.$
- ②不法残留者-大学生： $\chi^2(1) = 3.04, (p < .10)$
- ③不法残留者-専門学校生： $\chi^2(1) = 2.05, n.s.$
- ④不法残留者-日本語学校生： $\chi^2(1) = 0.39, n.s.$

表14 日本人とのトラブルの内容

	不法残留者(10)	就業者(26)	大学生(59)	専門学校生(21)	日本語学校生(13)
差別的問題	60.0 (6)	26.9 (7)	32.2 (19)	9.5 (2)	27.3 (3)
金銭的問題	0.0 (0)	30.8 (8)	20.3 (12)	42.9 (9)	27.3 (3)
仕事上の問題	50.0 (5)	38.5 (10)	13.6 (8)	28.6 (6)	36.4 (4)
その他	10.0 (1)	7.7 (2)	33.9 (20)	19.0 (4)	27.3 (3)

注1) 表内の数値は比率、( )内は実数

注2) 「就業者」には重複回答者1人あり

### 3. 4. 長期生活希望国・地域

長期生活希望国・地域については、不法残留者と就業者との間に有意差がある。長期に生活したい国・地域として中国を挙げる者は、不法残留者の方が就業者よりも少なく、その他の国や地域を挙げる者は、不法残留者の方が就業者よりも多い(表15参照)。なお、65.2%の不法残留者がその他の国・地域で長期的に生活したいと希望しているが、彼らの60%が旧西側先進諸国(アメリカ5人、カナダ3人、オーストラリア1人)での、40%が香港、台湾(香港3人、台湾2人、香港あるいは台湾1人)での生活を望んでいる<sup>(9)</sup>。

### 3. 5. 価値観と政治的意見

3. 5. 1. 来日後の価値観の変化については、不法残留者と日本語学校生との間に有意差が認められる。来日後に価値観が変化した者は、不法残留者の方が日本語学校生よりも多い(表16参照)。

なお、不法残留者におけるそうした価値観の変化の内容は、政治的思想・信条に関する変化が最も多い(表17参照)。

表15 長期生活を希望する国・地域

	不法残留者(23)	就業者(69)	大学生(198)	専門学校生(73)	日本語学校生(51)
中国	17.4 (4)	42.0 (29)	36.4 (72)	28.8 (21)	31.4 (16)
日本	17.4 (4)	23.2 (16)	15.7 (31)	24.7 (18)	23.5 (12)
その他	65.2 (15)	34.8 (24)	48.0 (95)	46.6 (34)	45.1 (23)

注1) 表内の数値は比率、( )内は実数

注2) 2群間比較

①不法残留者-就業者： $\chi^2(2) = 6.96, p < .05$

②不法残留者-大学生： $\chi^2(2) = 3.43, n.s.$

③不法残留者-専門学校生： $\chi^2(2) = 2.46, n.s.$

④不法残留者-日本語学校生： $\chi^2(2) = 2.67, n.s.$

(9) ただし、この調査が実施されたのは1992年1月であり、中国への香港返還(1997年7月1日)を間近にひかえた現時点であれば、香港を長期生活希望地域として選択する者は本文の数値より少ないと推察される。

### 3. 5. 2. 中国大陸の現状に対する認識

中国大陸の現状に対する認識については、不法残留者と大学生との間に傾向差がみられる。中国大陸の現状を楽観視する者は、不法残留の方が大学生よりもいくらか少ない(表18参照)。

### 3. 5. 3. 台湾と大陸の関係

台湾と大陸の関係に対する意見については、不法残留者と日本語学校生との間に傾向差が認められる。台湾と大陸の統一を是とする意見をもつ者は、不法残留の方が日本語学校生よりも多い(表19参照)。

## 4. 考 察

### 4. 1. 就業者, 大学生, 専門学校生, 日本語学校生に比べた不法残留者の特徴

不法残留者の人数が少なかったため、他の4群との回答の差がかなり存在

表16 来日後の価値観の変化

	不法残留者(23)	就業者(78)	大学生(237)	専門学校生(72)	日本語学校生(52)
変化有り	56.5 (13)	42.3 (33)	47.3 (112)	51.4 (37)	26.9 (14)
変化無し	43.5 (10)	57.7 (45)	52.7 (125)	48.6 (35)	73.1 (38)

注1) 表内の数値は比率, ( ) 内は実数

注2) 2群間比較

①不法残留者-就業者:  $\chi^2(1) = 1.45, n.s.$

②不法残留者-大学生:  $\chi^2(1) = 0.72, n.s.$

③不法残留者-専門学校生:  $\chi^2(1) = 0.18, n.s.$

④不法残留者-日本語学校生:  $\chi^2(1) = 6.06, p < .05$

表17 来日後の価値観の変化の内容

	不法残留者(11)	就業者(23)	大学生(89)	専門学校生(27)	日本語学校生(12)
政治的思想・信条	63.6 (7)	52.2 (12)	44.8 (39)	44.4 (12)	25.0 (3)
日常的な考え方	27.3 (3)	21.7 (5)	31.0 (27)	44.4 (12)	58.3 (7)
宗 教	18.2 (2)	17.4 (4)	16.1 (14)	7.2 (2)	16.7 (2)
その他	0.0 (0)	8.6 (2)	10.3 (9)	3.7 (1)	0.0 (0)

注1) 表内の数値は比率, ( ) 内は実数

注2) 「不法残留者」には重複回答者1人有り

する場合でもその差が有意な水準にまで達しないところが多々みられた。また、対象群の大きさから判断すれば、大学生との有意差が最も出現しやすく、日本語学校生との有意差が最も出現しにくく、就業者や専門学校生との有意差の出現のしやすさはその中間である。対象群の大きさによって、同じ比率の差であっても有意差として検出される場合とそうでない場合があるということを前提にしながら、本研究で得られた分析結果に基づき、不法残留者の特徴を考察する。

#### 4. 1. 1. 就業者に比べた不法残留者の特徴

不法残留者との間に最も多くの有意差あるいは傾向差が得られたのは就業者であった。就業者に比べて不法残留者は、男性がやや多く、在日期間が短く、単身者が多い、といった人口学的特性を示す。また、経済生活面では、就業者に比べて不法残留者は、基本生活費、家賃、娯楽費のいずれも低額で

表18 中国大陸の現状に対する認識

	不法残留者(26)	就業者(78)	大学生(238)	専門学校生(73)	日本語学校生(55)
楽観的	15.4 (4)	37.2 (29)	39.5 (94)	21.9 (16)	32.7 (18)
わからない	42.3 (11)	33.3 (26)	31.1 (74)	41.1 (30)	34.5 (19)
悲観的	42.3 (11)	29.5 (23)	29.4 (70)	37.0 (27)	32.7 (18)

注1) 表内の数値は比率, ( ) 内は実数

注2) 2群間比較

①不法残留者-就業者:  $\chi^2(2) = 4.34, n.s.$

②不法残留者-大学生:  $\chi^2(2) = 5.86, (p < .10)$

③不法残留者-専門学校生:  $\chi^2(2) = 0.55, n.s.$

④不法残留者-日本語学校生:  $\chi^2(2) = 2.69, n.s.$

表19 台湾と大陸の関係

	不法残留者(26)	就業者(77)	大学生(238)	専門学校生(75)	日本語学校生(52)
統一	46.2 (12)	29.9 (23)	31.5 (75)	29.3 (22)	21.2 (11)
独立	7.7 (2)	7.8 (6)	3.8 (9)	5.3 (4)	7.7 (4)
その他	46.2 (12)	62.3 (48)	64.7 (154)	65.3 (49)	71.2 (37)

注1) 表内の数値は比率, ( ) 内は実数

注2) 「その他」は独立・統一どちらでもよい」及び「現状を維持し、その発展にまかせる」と回答した者

注3) 2群間比較

①不法残留者-就業者:  $\chi^2(2) = 2.39, n.s.$

②不法残留者-大学生:  $\chi^2(2) = 3.67, n.s.$

③不法残留者-専門学校生:  $\chi^2(2) = 2.98, n.s.$

④不法残留者-日本語学校生:  $\chi^2(2) = 5.40, (p < .10)$

ある。そして、日本社会に対する態度面では、就業者に比べて不法残留者は、日本社会に対して好意をもつ者が多いが、その反面、日本での生活に否定的感情をもつ者が多い。なお、就業者に比べて不法残留者は、母国中国での長期生活を希望する者が少なく、西側先進諸国や香港、台湾での生活を希望する者が多い。

不法残留者の90%以上が男性であり、女性が少ないところに不法残留者の大きな特徴の1つがあるように思われる。そして、日本へ留学し、引き続き日本で就職している就業者と比べて、不法残留者の方が在日期间が短く、在日期间が4年以上のものが4割以下であることから、不法残留の期間はそれほど長期にわたるものではないことが分かる。不法残留者の在日期间が短い理由としては、主として在留資格「就学」からの不法残留と考えれば、来日6カ月後の在留資格更新時点、あるいはその後3カ月または6カ月ごとの更新時点で不法残留に変わる可能性があるためである。在留資格「就学」の最長滞在期間は2年であり、その時点で「留学」に切り換えられなければ、帰国が不法残留のいずれかになる。さらに、本研究は『留学生新聞』が実施した読者アンケート調査に基づくものであり、これに回答を寄せた不法残留者は同紙の読者であり、少なくとも数年前には就学生あるいは留学生であったと推測される<sup>(10)</sup>。また、単身者であることによる身軽さが不法残留を促していると解釈できる。

しかし、不法残留者の生活は、経済的には就業者ほど恵まれておらず、就業者に比較すると、日本社会に対する好意的感情と日本での生活における否定的感情が錯綜した精神状態に置かれていることが読みとれる。そのため、岡・深田[1996]で考察したように、日本企業での就業に挫折を覚えながらも、母国での「起業」を目的としている就業者に比べて、経済的にも恵まれない生活を送らざるを得ない不法残留者は、母国中国での生活を希望してお

---

(10) 同紙は1988年12月の創刊であり、調査時点で3年2カ月の歴史をもつ。

らず、日本からその他の西側先進諸国への脱出を夢見ており、中国へ帰りたくないという消極的な理由から日本での不法残留の道を選択していると解釈できる。

#### 4. 1. 2. 大学生に比べた不法残留者の特徴

大学生に比べて不法残留者は、男性が多く、滞在期間が長く、単身者が多い、という人口学的特性を示す。経済生活面では、大学生と不法残留者との間に顕著な違いは認められないが、日本社会に対する態度面では、大学生に比べて不法残留者は、日本社会に対して好意をもつ者が多いが、その反面、日本での生活に否定的感情をもつ者が多く、日本人との間で比較的大きなトラブルを経験した者がやや多い。そして、政治的意見の面では、大学生に比べて不法残留者は、中国大陸の現状を楽観視する者がやや少ない。

不法残留者は正規の就学・留学期間が終了したにもかかわらず、違法な滞在を続けている人たちであり、大学生よりも在日期間が長いことは理解できる。また、不法残留者に男性あるいは単身者が多いことも、就業者との比較で考察した通りである。大学生に比べて不法残留者は、日本社会に対する好意的感情と日本での生活における否定的感情といった矛盾する感情を抱きながら、さらに日本人とのトラブルを経験しながらも、日本に不法残留せざるを得なかった理由の一つとして、あまり明瞭な結果ではないけれども、母国中国の現状を楽観視する者の割合がやや少ない点を指摘することができよう。

#### 4. 1. 3. 専門学校生に比べた不法残留者の特徴

不法残留者と専門学校生との間にはほとんど差がみられず、わずかに娯楽費に関して、不法残留者の方が専門学校生よりも低額であることが示されたにすぎない。

#### 4. 1. 4. 日本語学校生に比べた不法残留者の特徴

日本語学校生に比べて不法残留者は、男性が多く、年齢が高く、在日期間が長い、といった人口学的特性を示す。経済生活面では、日本語学校生に比

べて不法残留者は基本生活費がやや高額である。日本社会に対する態度面では、日本語学校生に比べて不法残留者は日本人の親友をもつ者がやや多い。価値観や政治的意見の面では、日本語学校生に比べて不法残留者は、来日後に価値観が変化した者が多く、台湾と大陸の統一を望む者がやや多い。

日本語学校生は概ね就学生であるので、不法残留者の方が年齢が高く、在日期間が長いことは当然である。日本語学校生に比べて不法残留者の方が経済的に恵まれていて、日本人の親友をもつ者もやや多いという不法残留者にとって肯定的な結果が得られたかのようにみえるが、これは日本語学校生の置かれた環境条件の劣悪さを反映していると考えるのが妥当であろう。若くて在日期間の短い日本語学校生に比べれば、不法残留者には来日後に価値観の変化した者がやや多く、また、台湾と大陸の関係について、台湾と大陸が統一するのがよいと意見をもつ者もやや多いが、これらの面については、大学生や専門学校生との間に差はまったく存在しない。

#### 4. 2. 結論

不法残留者と就業者、大学生、専門学校生、日本語学校生のそれぞれとの間の比較結果から総合的に解釈すると、不法残留者の特徴は次の通りである。

男性で単身であるという身軽さが不法残留を促す要因の一つと考えられる。そして、不法残留は、日本での違法な滞在であり、その結果労働条件に大幅な制約が加えられるため、合法的な中国人就業者のような恵まれた経済生活を送っているわけではないが、少なくとも就学生である日本語学校生よりはいくらか収入が多く、留学生（大学生、専門学校生）並みの収入を得ていることが判明した。一般的に言って、不法残留の主目的はあくまでもまとまった金を稼ぐことにあるが、本調査結果から彼らがそれほど十分な収入を得ていないことが分かる。また、中国人の場合、不法残留のもう一つの目的として、共産党支配下の中国からの逃避が挙げられよう。

したがって、中国人不法残留者は決して日本での長期的な生活を望んでいるわけではなく、むしろ、母国中国の現状が楽観視できないという認識から、中国に帰りたくないという気持ちを抱き、アメリカやカナダなどの西側先進諸国や香港・台湾などへの移住を胸に秘めながら、日本に一時的に不法残留していると解釈できる。このことは、不法残留者が肯定的感情と否定的感情の錯綜した感情をもちながら、日本社会で生活していることから裏付けられよう。

#### 【引用文献】

- 法務省入国管理局 [1992 a] 「我が国の不法残留者数推計」『国際人流』1992年4月号, 59, 38-40.
- [1992 b] 「わが国における不法残留者数」『国際人流』1992年11月号, 66, 38-40.
- [1993 a] 「本邦における不法残留者数」『国際人流』1993年4月号, 71, 34-38.
- [1993 b] 「本邦における不法残留者の数について」『国際人流』1993年10月号, 77, 18-21.
- [1994 a] 「本邦における不法残留者数」『国際人流』1994年4月号, 83, 26-29.
- [1994 b] 「本邦における不法残留者数」『国際人流』1994年10月号, 89, 13-16.
- [1995 a] 「日本語就学生の在留状況と今後の受入れ方針」『国際人流』1995年2月号, 93, 18-21.
- [1995 b] 「本邦における不法残留者数」『国際人流』1995年10月号, 101, 45-47.
- [1996 a] 「本邦における不法残留者数」『国際人流』1996年4月号, 107, 36-40.
- [1996 b] 「本邦における不法残留者数」『国際人流』1996年9月号, 112, 18-21.
- 法務省入国管理局入国在留課 [1995] 「日本語就学生の受入れの基本方針とその審査状況」『国際人流』1995年9月号, 100, 40-43.
- 法務省入国管理局参事官室 [1994] 「入管への提出書類と手続が変わりました」『国際人流』1994年3月号, 82, 42-53.
- 堀毅 [1991] 『中国人留学生と人権』三一書房

- 日本語教育振興協会 [1995] 「中国との就学生受入れに関する協議等について（報告）」『日本語教育振興協会ニュース』33, 8-17.
- 岡益巳 [1994] 「中国人就学生問題に関する一考察」『岡山大学経済学会雑誌』25, 3, 18, 1-200.
- 岡益巳・深田博己 [1994] 「中国人留学生と就学生の意識」『岡山大学経済学会雑誌』26, 1, 1-28.
- [1996] 「日本で就職した中国人元留学生の特徴」『岡山大学経済学会雑誌』28, 3, 29-45.
- 留学生新聞編集部 [1996] 「廃止身元保人制度 発放就学一年簽證一訪法務省入国管理局入国在留課佐藤修補佐官」『留学生新聞』128, 1996年11月15日号
- 労働大臣官房政策調査部（編） [1996] 「資料・労働経済指標」『労働統計調査月報』48, 9, 35-54.

## Sentiments of Chinese Over-Stayers toward Japan

Masumi Oka and Hiromi Fukada

As of May 1, 1996, there are more than 8,400 over-stayers from the visa status "college student", and there are also about 19,900 from the visa status "pre-college student". Chinese occupy 77.4% and 83.8% among them respectively. This means that Chinese students have a stronger tendency than those from the other countries to choose illegal stay in Japan after their student visas have expired.

In the present study, we would like to clarify the features of Chinese over-stayers who were once students in Japan by making comparisons with the sentiments toward Japan of Chinese ex-students working in Japan, of college students, of vocational school students and of Japanese language school students.

This paper reveals the following interesting facts. They have less satisfaction with their life in Japan and have less friendly feelings toward the Japanese society than Chinese workers and college students have. As a result, only 17.4% of them want to stay longer in Japan, while 65.2% wish to live in the U.S.A or other free countries and districts. Their financial conditions can also explain the above result. Their conditions are better than those of language school students, but are worse than those of workers. Smaller income than their expectation might induce them to give up their illegal over-stay in Japan.